11章　売買・継続的取引・製造委託　　第Ⅳ部　類型

代金の定め方・支払方法

執筆　プロスパイア法律事務所　　最終更新日　2026年10月25日

一　この条項は何をしているのか（要点のみ）

1　支払条項そのものは共通条項の記事へ

代金の額と算定方法、支払の時期・場所・方法、遅延損害金は、売買に限らずどの契約にもある条項です。支払時期と支払場所は別稿「支払時期・支払場所の定め方：書かなければ、代金はいつどこで払うのか」、支払方法と振込手数料は別稿「支払方法と振込手数料の負担：甲乙の書き違いと口座の変更」、遅延損害金は別稿「遅延損害金条項の設計：利率の水準・起算日・上限」が扱います。

売買について民法は、目的物の引渡しに期限があるときは、代金の支払にも同じ期限を付したものと推定しています（注1）。しかし実務では、売主が商品の引渡しを先に行い、買主が一定期間ごとに取引を締めて合計代金を後払いする契約が圧倒的に多くなります。この場合は、締め日と支払期限を規定し、代金の算定を締め日までに納品された取引を基準にするのか、検収された取引を基準にするのかを明確にしておきます（注2）。

本稿は、継続的な売買と製造委託に固有の部分、つまり検収と連動した支払期日、取適法の60日規制、単価の改定、有償支給品の代金との相殺を扱います。

二　売買・製造委託に固有の部分

1　検収と連動した支払期日

取引基本契約の雛形は、毎月末日を締め日として、当月に買主が検収をした商品の代金を集計し、締め日の翌月末日までに支払うとしています（注3）。代金の算定の基準を「納品」ではなく「検収」に置く形です。

検収を基準にすると、検査の期間がそのまま支払の時期に跳ね返ります。買主が検査を遅らせて締め日をまたいで検査の終了を通知すれば、事実上、支払時期を延ばすことができてしまうので、売主の立場からは、検査期間を具体的な日数で定め、期間内に通知がなければ検査が終了したとみなす規定を置くべきです（注4）。検査期間の定め方は、別稿「納品・検査・検収」で扱いました。

2　取適法の60日規制

製造委託などで取適法（製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律）が適用される取引では、代金の支払期日は、委託事業者が中小受託事業者の給付の内容について検査をするかどうかを問わず、給付を受領した日から起算して60日の期間内で、かつ、できる限り短い期間内で定めなければなりません（注5）。60日を超えて定めた場合は、受領日から60日を経過した日の前日が支払期日とみなされます（注5）。

月単位の締切制度については、「毎月末日納品締切、翌月末日支払」のように、31日の月があるために受領から61日目や62日目の支払になる場合でも、「受領後60日以内」を「受領後2か月以内」として運用しているので、支払遅延として問題にはしないとされています（注6）。

問題になるのは、検収を基準にした締切制度です。検収締切制度を採る場合は、検査をするかどうかを問わず受領日から60日以内の支払期日に支払う必要があるので、検査に要する期間を見込んだ支払制度にする必要があります（注6）。「毎月末日検収締切、翌月末日支払」等の検収締切制度で、検収に相当日数を要したために受領日から60日目までに代金を支払わないときは、支払遅延に当たります（注7）。毎月末日納入締切・翌月末日支払としながら、検査完了をもって納入があったとみなし、当月末日までに納入されたものでも検査完了が翌月になれば翌月の納入として計上していたために、受領から60日を超えて支払っていた事例も、違反行為事例として挙げられています（注7）。

取適法が適用される取引で雛形どおり「当月に検収した商品」を締めると、月末近くに納入された商品の検収が翌月にずれた分だけ、支払が受領から60日を超えるおそれがあります。

支払手段にも制約があります。代金の支払について手形を交付すること、支払期日までに代金の額に相当する金銭と引き換えることが困難な支払手段を使うことは、支払遅延に含まれます（注8）。取適法がどの取引に適用されるかは、別稿「製造委託と取適法」が扱います。

3　単価の改定手続（原材料の高騰時）

価格は、別表として単価表を基本契約に添付し、価格を変えるときは別表だけを変える方法があります（注9）。価格の変更条項については、売主は原材料費の高騰や人件費の上昇のリスクに備えて定期的な見直しの規定を求め、買主は変更協議のきっかけをなくすため条項自体を置かないか、原材料の仕入価格の大幅な変動などで現在の価格の維持が著しく不都合となった場合に限って協議できるとする、という対立になります（注10）。

取適法が適用される取引では、この対立に法律上の枠がかかります。中小受託事業者の給付に関する費用の変動その他の事情が生じた場合に、中小受託事業者が代金の額の協議を求めたのに協議に応じず、または協議で求められた事項について必要な説明や情報の提供をせず、一方的に代金の額を決定することは、中小受託事業者の利益を不当に害するものとして禁止されています（注11）。

4　有償支給と代金の相殺

製造委託では、買主が材料や部品を売主に有償で支給し、その代金を商品の代金と相殺することがあります（注12）。雛形も、互いの金銭債権を弁済期にあるかどうかを問わず相殺できるとしつつ、有償支給品の代金については、その有償支給品を用いた商品の代金の支払日以降でなければ相殺できないとしています（注13）。

取適法では、自己に対する給付に必要な原材料等を自己から購入させた場合に、中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、その原材料等を用いる給付の代金の支払期日より早い時期に、代金の額から原材料等の対価を控除したり、対価を支払わせたりして、中小受託事業者の利益を不当に害することが禁止されています（注14）。雛形のただし書は、この禁止に沿った書き方です。支給品の扱いは、別稿「支給品・貸与品」が扱います。

三　問題点

場面	起きること
代金の算定基準が書かれていない	納品と検収の間に締め日をまたぐと、どちらの月の代金か争いになる
検収を基準に締める	検査を遅らせると、支払が延びる。取適法の対象取引では60日を超えるおそれ
価格変更の条項がない	原材料が高騰したとき、売主は協議のきっかけを持てない
有償支給品の代金を早く相殺する	取適法の対象取引では、早期決済の禁止に触れる

四　改善例

> 第〇条（代金の支払）
> 1　乙は、毎月末日までに甲に納入された商品の代金を集計し、翌月〇日までに甲に通知する。
> 2　乙は、前項の代金を、毎月末日締め、翌月末日に、甲の指定する銀行口座に振り込んで支払う。
> 3　第〇条（有償支給）に基づく支給品の代金は、当該支給品を用いた商品の代金の支払日以降でなければ、前項の代金と相殺することができない。
> 4　甲又は乙は、原材料の価格、労務費その他の費用の変動により商品の価格が不相当となったときは、相手方に価格の改定を申し入れることができ、相手方は誠実に協議に応じる。
> （甲は売主、乙は買主）

第1項は、代金の算定の基準を「納入」に置いています。検収を基準にする場合は、検査期間を基本契約で具体的に定め、締め日から支払日までの期間と合わせて、受領から2か月以内に支払える設計にします。

本稿で扱わなかったこと

取適法の適用範囲と4つの義務・禁止行為の全体は、取適法を扱う章の別稿「取適法（旧下請法）の適用範囲と4つの義務・11の禁止行為」が扱います。

参考文献等

（注1）民法573条
（注2）阿部・井窪・片山法律事務所編『契約書作成の実務と書式――企業実務家視点の雛形とその解説〔第3版〕』（有斐閣、2025）59頁
（注3）前掲注2・25頁（雛形第7条1項）
（注4）弁護士法人飛翔法律事務所編『実務必携 契約書チェックマニュアル』（商事法務、2024）136頁
（注5）製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律3条
（注6）公正取引委員会・中小企業庁「中小受託取引適正化法テキスト」（令和7年11月）62頁
（注7）公正取引委員会「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準」第4の2(6)オ、違反行為事例2－1（前掲注6・183～184頁所収）
（注8）製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律5条1項2号
（注9）前掲注4・164～165頁
（注10）前掲注4・166～167頁
（注11）製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律5条2項4号
（注12）前掲注2・62～63頁
（注13）前掲注2・25頁（雛形第7条2項）
（注14）製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律5条2項1号

ウェブ版　https://prospire-law.com/contract-knowledge/daikin-sadamekata-shiharai/
引用表記例　プロスパイア法律事務所「代金の定め方・支払方法」契約法務ライブラリ（最終更新日2026年10月25日）
本稿は、契約法務に関する論点を一般的に整理したものであり、個別の事案についての法的助言ではありません。記載は最終更新日時点の法令・判例・文献に基づきます。ご相談は プロスパイア法律事務所 までお問い合わせください。